

県民意見の募集について

<p>計画等の案の名称</p>	<p>静岡県屋外広告物条例施行規則の一部改正</p>
<p>意見募集の趣旨</p>	<p>平成27年2月に札幌市において、ビル外壁に設置されていた突出看板の一部が落下し歩行者が重傷を負った事故や、全国での同様の事故を受け、屋外広告物の安全性の確保を徹底するため、静岡県屋外広告物条例施行規則を一部改正し、<u>広告物の許可更新時に実施を義務付けている安全点検について、①点検報告書の点検項目を細分化するとともに、②堅ろうな広告物（建築確認が必要な4m超の広告物）の点検者の資格要件を見直すこととしました。</u> そこで、この改正案について、県民の皆様から広く意見募集を行うものです。</p>
<p>意見の提出期間</p>	<p>平成30年6月12日（火）から平成30年7月9日（月）まで</p>
<p>意見の提出方法</p>	<p>電子メール、ファックス、郵送又は持参のいずれかの方法で意見書（様式自由）を提出してください。 なお、いただいた御意見の内容についてお尋ねする場合がありますので、意見書には氏名、住所及び連絡先（電話番号等）を明記してください。</p>
<p>意見の提出先</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・電子メール keikan-machi@pref.shizuoka.lg.jp ・ファックス 054-221-3493 静岡県交通基盤部都市局景観まちづくり課あて ・郵送又は持参 〒420-8601 静岡県葵区追手町9番6号 静岡県交通基盤部都市局景観まちづくり課あて
<p>問い合わせ先</p>	<p>〒420-8601 静岡県葵区追手町9番6号 静岡県交通基盤部都市局景観まちづくり課景観づくり推進班 電 話 054-221-3702 ファックス 054-221-3493 電子メール keikan-machi@pref.shizuoka.lg.jp</p>
<p>備 考</p>	